



人名考 准后准三后考

耳雨其集書

14
137
45



門 僧 4
號 137
卷 45



人名考

人名考

新井君美 著

本朝の人の名漢字を用ゐるより此より或は文字の音と

以てある

鬱色雄命ウチシコヲノと云ふなり後代フヒトに不比等武智磨ムチノと云ふ

なりと云ふ

或は文字の訓を以てある

大考命オホヒコノと云ふなり後代イニカに入鹿カウタリ足タリと云ふなり

おる

或は文字の音と訓とを併せり

吉備津彦の初は上二字を音なり下二字は訓なり後此

代にも藤原の長良^{ナカラ}と上は初なり下は音なり

其人の意の改と傳りあるは文字の初も定り

不比等と不史登と鳥養^{ウカフ}と又字合と長谷雄^{ハセヲ}

を子と發昭^{ハセラ}とを一人の名と或は音なり

或は訓なり○古より本朝の人の名を

異朝の如く此の如く是等の事悉く

考へ置んといふ事按て其のあり事長り

とて

五十四代の帝 仁明天皇の御時より今代の人の名

多くは文字の訓と二字を用ふ事

此事ハ神皇正統記

けは昔の人の用ひたる定むる文字を

賢傳の文字を取用たり其の意義あり

の未だ文字や廢さるる世の人多くは古

人の名を用ひ文字の二を不用るは

多し其の意義あり自づから文字も定むる

まゝとてをな代より西域二合の法は倣く二字を合し一字
とす一其一字の義訓の吉凶を論するは其の事なり
俗に名字字を
西にふりかへて人の名をわらうとすは似非何ぞや
又其の事なり
りしとてなり

古く名の字を定むる字とすは其の法なり

前をきくは古く人の名の字を定むる文なりとすは其の
の世なり其の自ら儒家の人の名なり抄に記すは其の
文字をけりしは文和の初也 後光嚴帝の御名字を撰ま
せしむる所なり成の字と房と訓とすは其の名字抄に記すは

菅三位在成卿の字をきくは其の事なり

洞院大相國の御記をきくは○後光嚴帝ハ九十九代なり

とすは其の代なりなり

さしおふは名字抄に記すは其の事なり

節用集

あはれ舟橋宣賢卿の作なりとすは其の事なり

拾遺抄

天正五年に撰し如作老詳なりとすは其の事なり

仰せぬなり

かくつゝかゝるのり一人の名字を果先記一世の廣くわたり
 わたり世の人皆くわたりは書を採りてなすく西田のり
 斯くも油小路故大納言隆真卿のけしきひく近代の人
 の名跡り浅すくことのもつくり拾取等の書も抄出さ
 りたり事と採りて御字多く集えん
 心得くも周公の採りてひく古雨雅の字と名
 むらんも御りて文字くもひかん
 隆真卿の説は甚く神書を授一人のりく
 をくく此卿の代の有職の人をわたり

かくつゝかゝるのり一人の名字を果先記一世の廣くわたり

右をく世の人の名の字くも又人の名り定と文字
 何くも世のりてのり
 又師くも其の甚く密り傳りて天子の御名り人の
 名りともくも同くもくも有職の人の御を
 何人の御りや問返り知りて其人の名をくは
 尾院の御諱政仁をまひくも今

へは書り收るへんは古書り何れは世尊寺の二つあり
 回字重り書るの十字あり是又二つあり
 かり文字の音心得るは世尊寺多し是れは二つあり
 かり文字の判りたるは世尊寺は是れは二つあり
 のむつを考ふ

ありてハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 とめとらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 めとらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 うとらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ

是ありてハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 即朝光を何れハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ

御とらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 名字とらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 書をとらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 了某とらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 とも通とらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 何れとらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ
 補とらハ朝とらハ字とらハ何れハ下ありハ

予のうへに上る先聖述而不作の教を奉り下る先師
 述而不可作の戒を以てけしむはつひの人の為一徳初め
 好句を以てし、其の言を以てし、其の行を以てし、其の書を以てし
 了らざるを以てせん、そのみまに、其の行を以てし、其の書を以てし
 其の年ハ其の愚誠尤畏く、はるかに、且素懐の白く、
 とれぬ、自ら其異見を以てし、上命を違拒し、
 阿々々

人名考 終

准心准三后考

准后准三后考

准后准三后考

新井君美 著

職原抄中務省の下

太皇太后宮 帝王祖也

皇太后宮 帝王母也

皇后宮 帝王妻也

以上謂之三宮 和漢同

謹く按とらふ三宮の事職原抄より右の如く
准三后の事ハ凡そ三代實録并公卿補任等と按

すうり五十六代の帝 清和天皇貞觀十三年四月
十日 帝の御外祖太政大臣後一住藤原良房忠
の奉詔し賜封三千戸或本忠の四月朔日隨身兵仗
を賜り年官并准三宮忠なり

年給し 太上皇より初めり年給し定むる御給
ありし諸臣より忠仁公へ賜ふ所の御給三宮り
准せし御事なり後代より御給な
らざるなり其給は其給なり其給なり
なり年給し年官年爵封戸なり

賜ふ所の事長しは略す

是准三宮の号の起り夫より後ハ攝家の
人ハハツク乃ち皇子内親王宮人諸臣并法中の輩
なり此宣言なり絶す委し
事始り唯其始りなりを別し
進

儀同三司准大臣の事

職原抄に云く准大臣ハ文武天
皇大寶三年正月より三品刑部親王を知太政官事

となし又 聖武の朝より参議従三位大藏卿鈴鹿
 王を知太政官事となし是其濫觴なり帥内大臣
 藤原伊周より房前九代の孫関白道隆の男なり帰京
 の後寛弘三年一条院朝泰のとき大臣の下大納言の
 上列なり同十五年准大臣賜戸一千戸なり自ら
 儀同三司と稱し其の起り
 ハ 文武 聖武の朝より始り西に准大臣と云
 又儀同三司と稱すも伊周を以て其初とす
 此後ハ代々少あり

逍遥院殿の御説を按す儀同三司と云ふは
 是後一位の唐名なりさハ中古以来二品に叙せ
 らるるの後准大臣可預朝参の儀宣下せり
 後儀同三司と号すなり人数も定まず又官
 前官當官の沙汰
 ぬか

親王一品二品三品の事

職原抄より皇子の親王と云ふは尋常
 の例なり襜褕童体と云ふは宣旨より

元服のとき叙品は昔代の后腹の親
 王ハ三品自余ハ四品ト云々又遺逸院殿
 の御説ハ先親王宣下向のとき初位の心ハ無品ハ
 叙其後或ハ三品或ハ二品ヲ叙すなり一品ハ殊リ
 執事ト云々又無品ト云々ハ五品ト云々ハ四品ト云々
 向ハ無品ハ四品の次ト云々ハ初位の心ト云々ハ
 親王の位ハ勿論ナリ世祿ハ二位三位を以テ二品三品四
 品ト云々ハ唐名のヤリハハナリト云々ハハナリト云々ハ

のこまひ

攝家准三宮の始

太政大臣從一位藤原良房

美々々別注々々々々々略々

内親王准三宮の始

一品資子内親王

是ハ六十二代の帝村上天皇の皇女ト云々冷泉院

御同腹の御妹ト云々ト云々ト云々此後内親王ト云々

宣下向々々々連綿々々々々々々々々七十六

ヤウヒー是即保元平治の乱より起るは其一
本朝の王家おほくさむひ一事の起り其一
侍るあり此二人の皇女同く准后と稱す一
人ハ帝の御養母一人ハ初りより東宮の御息は
多し一尋常の内親王の准后の宣下を多し
といふ例あり

御母代准後の始

璋子内親王

即ち八條院の御事前より後代より御母代の

人ノ准後の宣旨ありは始りなり

女院准後の始

高松院

即位高松御息所より御事なり前より後代
より西より女御よりすはありは多し女御代
より御事なり其御腹の御子東宮より
より後三宮より准きは母后よりはあり時
に院号を多しはありはありは後水尾法皇の御
母ハ後陽成院の女御代よりはありはありは

系しきりしに後より中和門院よりきりぬ

法親王准三后の始

二品道深法親王

是後高倉院の第一の御子八十五代後堀河院の御

弟ありき後高倉院より八帝位入りつるをいひ

後堀河院御即位よりいひ尊号をいふより

武臣准后の始

太政大臣後一位平清盛入道浄海

此人ハ八十一代安徳天皇の御外祖なりしハ安

徳御即位より治承四年二月浄海夫婦共ニ准三宮

を宣旨より是武臣准三宮の始めなりしとされし道

徳院叙の御記より鹿苑院毎事の振攝家昇進の如

しは後々始々此宣をよみしとありしをいひし

心得し水戸但浄海のよみ其例の始のよみぬるを

いひ斯くはありしや若くハ又武家の代よりハ准三

宮の始鹿苑院殿より起りしとありしや

又扱ひより大臣の妻准三后の宣をよみし始に浄

海の室を始よりいひし夫より前のよみし詳なり

此後西園寺大相國実氏の室従一位貞子と北
山准后より此の八十八代 後深草八十九代
龜山院西代の御母大宮の女院の御母なり此宣
を賜ひて御門の御外祖母
なり

將軍家准三宮の始

鹿苑院太政大臣従一位源義満

百一代 後小松院明德三年六月准三宮の宣旨あり
其時左大臣従一位より其後百四代 後土

御門院寛正五年十一月慈照院大相國義政公准三宮
の宣旨あり東山殿より御事あり其時ハ左大臣
従一位より此二代ハ將軍の職より此
此宣旨より義政の御弟大智院贈大相國義視ハ終
將軍より此三宮より此家
系國より此人ハ初御兄義政天下を攘り此
父子の如く此より義政ハ男子出来ず後
不和の事起り終り應仁の乱に出ず多々の年を經
り義政の實子義尚將軍より此義政義視と

中々ありて義視の名男義植をよとてあひく世に
譲りあひささるハ義視ニ准三宮の宣旨をかきしれ
義視世よりすまも内々今出川権大納言入道殿と
し其男義植が年よりあひく没後ハ贈官の章
ありたり是將軍の任を以大臣の任を以
將軍の御父が故に准三宮の宣旨あり例とや
但義視准三宮よりハ公卿補任よりさへ
すハ此人の此宣旨ありハ初め浄土寺の門跡
おつやハ此のいふやまは詳あり

法中准三宮の始

青蓮院准后道玄

是ハ八十八代後深草八十九代龜山院兩代の関白二
條の普光園院良實の息より良實ハ二條院の始と
すは守道玄弟三井寺長吏大僧正道瑜ハ准后より
ハ大系図より是攝家門跡准后の始なり
又按より將軍家の男准三宮の宣旨あり始ハ鹿苑院
殿の息梵光院准后法尊大覺寺准后義昭二人を始と
や

なく其内侍の司より下ハ皆そく宮人よりなる

妃夫人嬪なりしハ正后の外の御妻なり

其代より女御更衣なりしハ稱ハ閑坐の女御なりし名ハ元

名一奉ハ五十五代 文徳天皇崩一あり一天安二年

清和天皇の位を継ぎあり一初一 文徳天皇の女御後三位

藤原朝臣古より一後一位を承りあり一中三代実録より

あり一其はありしハ女御なりしハ稱ハ既よりなり一源氏

物語ハ女御更衣又ハ御息所なりしハ物語ハ

六十六代 一條院の御代ハ出来り一と承りしハ其は

ひり古の妃夫人嬪なりしハ職名より改りしハ女御更衣なり

しハ稱ハなりしハ後世の女御の奉りハ八十五代

順徳院の御製の禁秘抄より承りしハ其扱を

一奉りしハ女官の如し其稱のむしハなりしハ

ハ朝家の権より一攝関の人より奪りしハ朝儀百廢

く日よみ出来り一奉りしハ表世の如しハ

名其初より女御更衣なりしハ古の妃夫人嬪なりし如

くハ宮中の女官より一正后の如しハ

ありしハ女御より大臣の女より一納言の女ハ希有の例

たり更衣と多くハ納言の女なるをてはハ女御と多
くハ當時権勢ある大臣の息女を奉りてハ事なき後
みづからハ正后の如くハたはれりてハ凡物の事
なるも必表す事なくハ院中よりハ攝関権勢あり盛
なりハ後時の勢一變ハ院中よりハ政務をハと
藤氏の権勢やとハ其後ハ一變ハ武家天下の事を知
るハより攝家の権はハ表すよりハ女御をハと
事ハ古の例の如くハ行りてハ女御代ハ
よりハ出来ハやハとハ何代もハ後代出

あり稱し侍り

親王代判官代よりハ女御代

たり又を代よりハ女御よりハ中宮よりハ
ハ准后の宣旨を行りてハ例をハ
是ハ其初よりハ女御よりハ女御代よりハ
なり又中宮よりハ准后の宣旨よりハ後ハ院
号よりハ事ハ凡ハ事代よりハ
古ハ我朝ハ異朝ハ古ハ不
只考付目よりハ事と準授よりハ古ハ不

